

予防給付型訪問サービス

生活支援型訪問サービス

【 利 用 契 約 書 】

社会福祉法人寿敬会



# 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業契約書

\_\_\_\_\_（以下「契約者」という。）と社会福祉法人寿敬会（以下「事業者」という。）は、契約者が末尾記載の各事業所（以下「事業所」という。）において、事業所から提供される第1号事業を受け、それに対する利用料金を支払う事について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

本契約は事業者が契約者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）及びその他関係法の趣旨に従い、契約者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、次のサービスを提供し、契約者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて定めます。

- ① 第1号訪問事業【予防給付型訪問サービス】
- ② 第1号訪問事業【生活支援型訪問サービス】
- ③ 第1号通所事業【予防給付型通所サービス】
- ④ 第1号通所事業【短時間型通所サービス】

### 第2条（契約期間）

この契約の期間は、以下のとおりとします。

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の居宅要支援被保険者等の有効期間満了日までとします。

「事業対象者」の有効期間は終期がないため更新手続きは不要です。

※状態変化等によりサービス量が不足する場合は要介護・要支援認定を申請して下さい。

但し、契約期間満了の2日前までに、契約者から文書による契約修了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（個別サービス計画書の作成及び変更）

- 1 事業者は、必要に応じて契約者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、契約者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防サービス計画」という。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。
- 2 事業者は、個別サービス計画実施の進捗状況を適切に把握し、一定期間ごと又は必要に応じて見直すほか、目標達成の状況等を記録します。
- 3 介護予防サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を契約者に説明し、同意を得た上で控えの交付を行います。

#### 第4条 (提供するサービス内容及びその変更)

- 1 事業者は介護予防サービス計画に沿ってサービスを提供します。契約者が利用できるサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。
- 2 契約者は、いつでもサービスの内容を変更するように申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更は介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、契約者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、契約者及びその家族の同意を得ます。

### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第5条 (利用料等の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき予防サービス・生活支援サービス・短時間型サービスに要した費用について、契約者が（予防サービス・生活支援サービス・短時間型サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「第1号事業支給費」という。）の限度において契約者に代わって市町村から支払を受けます。
- 2 契約者は居宅要支援費保険者等の区分に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金 体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた介護保険負担割合証に記載している割合額を事業者に支払うものとします。
- 3 第1号事業に要する費用は月額制とします。契約者との契約開始日を起算した日として日割りで算定します。ただし、契約月内にサービスを提供がなかった場合、サービスがなかった場合、月額報酬の算定はしません。  
月途中で契約者が死亡した場合は契約解除の取り扱いに準じ、死亡日を起算日として日割り請求を行います。
- 4 生活支援型訪問サービス及び短時間型通所サービスについては、利用回数分の負担割合証に応じた額の利用料として請求を行います。

#### 第6条 (利用料の変更)

事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、第1号事業利用者負担金に変更が生じる場合は、契約者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

#### 第7条 (利用料の滞納)

- 1 契約者が正当な理由なく事業者に支払うべき第1号利用者負担金を3か月以上滞納した場合は、事業者は、契約者に対し、1か月以上の執行猶予を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額が支払えないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び和歌山市と連絡を取り、解約後も契約者の健康や生命に支障の生じないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、契約者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかつたときは、文章をもって本契約を解除することができます。

### 第三章 契約の終了

#### 第8条 (利用者の解除権)

- 1 契約者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2 契約者は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解除できます。
  - (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、契約者の求めにもかかわらず、これを提供しようとした場合
  - (2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
  - (3) 事業者が、契約者の身体・財産・名譽等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

#### 第9条 (事業者の解除権)

- 1 事業者は、次の号に該当する場合は、文章により2週間以上の予告期間を持って、この契約を解除することができます。
  - (1) 契約者が事業所の通常の事業の実施地域以外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の地域包括支援センター及び必要に応じて各市町村に連絡を取り、解除後も利用者の健康や生命に支障の内容、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。また、以下の各号に該当する事案が特に重大であると当事業者が判断した場合には、即日で契約を解除することができます。
  - (1) 契約者または身元引受人、連帯保証人、ないしはご家族（内縁関係等を含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (2) 契約者または身元引受人、連帯保証人、ないしはご家族（内縁関係を含む）による、第5条第1号から第4号に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - (3) 契約者または身元引受人、連帯保証人、ないしはご家族（内縁関係を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、又は、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の財物・信用等を傷つけ、又は、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (4) 契約者の行動が他の契約者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (5) 事業者は、契約者の著しい背信行為により、契約を継続することが困難となった場合

#### 第10条 (契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、契約者から契約更新をしない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第8条第1項に基づき、契約者から直接解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第6条もしくは第8条第2項に基づき、契約者から契約解除の意思表示がなされた場合
- (4) 第7条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされた場合
- (5) 第9条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (6) 契約者が介護保険施設へ入所した場合
- (7) 契約者が介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- (8) 契約者の要介護状態区分が要介護又は自立となった場合
- (9) 契約者が死亡した場合

#### 第四章 損害賠償

##### 第11条 (損害賠償)

当事業者において、事業者の責任により契約者に生じた損害や、実施したサービスに不法行為責任があった場合については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者または身元引受人、連帯保証人に故意又は過失、不法行為があったことが認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

尚、事業者は、自己の責に帰すべき事由がない或いは、実施したサービスに不法行為責任がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者または身元引受人、連帯保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者または身元引受人、連帯保証人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化、契約者の責任に起因する等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### 第五章 その他

##### 第12条 (身元引受人)

1 契約者は、本契約締結時及び契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、本契約書における契約者の権利義務にかかる事務処理などについて、債務の保証人として身元引受人を定めることとします。

2 事業者は、本契約が終了した後、権利義務にかかる事務処理などの債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。

3 身元引受人は、前項の連絡をうけた後1か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨を連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的な事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。

#### 第13条（連帯保証人）

1 連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。

2 前項の負担は、極度額 20万円を限度とします。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

#### 第14条（守秘義務）

1 事業者及び事業所の従事者は、サービスの提供にあたって知り得た契約者又は契約者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。

2 事業者は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た契約者又は契約者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことのないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、契約者及び契約者の家族の個人情報について、介護保険法第23条に基づくものほか、契約者の介護予防ケアマネジメント立案のためのサービス担当者会議及び地域包括支援センター及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

#### 第15条（苦情処理）

1 契約者又は契約者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載した事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、契約者又は契約者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、契約者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

#### 第16条（サービス内容等の記録の作成及び保存）

1 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存します。

2 契約者は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。た

だし、複写に際しては、実費相当を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、契約者の同意を得た上で、契約者の指定する他の居宅介護支援事業所等へ、第1項の記録の写しを交付できるものとします。

#### 第17条 (契約外条項)

本契約に定めない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを重視し、契約者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、契約者及び事業所の双方が記名・捺印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(契約者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

契約者 住 所 和歌山市

氏 名 印

(署名代行者) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住 所

氏 名 印

身元引受人 住 所

氏 名 印

(利用者との関係 )

連帯保証人 住 所

氏 名 印

(利用者との関係 )

(事業者) 私は、契約者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者 住 所 和歌山市平尾 2 番地 1  
事業者 (法人名) 社会福祉法人 寿敬会  
代表者職・氏名 理事長 中谷 剛 印

本契約に係る指定訪問介護サービス事業所一覧表

事 業 の 種 類	事 業 所 の 種 類	和歌山県指定番号
予防給付型訪問サービス	ヘルパーステーションバイオレット	3070100932
生活支援型訪問サービス		